○飯能市文化スポーツ奨励金交付要綱

平成19年3月30日

告示第91号

(趣旨)

第1条　この要綱は、本市の文化及びスポーツの振興を図るため、全国規模で開催されるコンクール若しくはスポーツ大会等に出場したもの又は展覧会等において優秀な成績を収めたものに対し、予算の範囲内において文化スポーツ奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(令7告示72・一部改正)

(交付対象)

第2条　奨励金の交付を受けることができるものは、市内に住所を有する個人又は市内に活動の本拠を有する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　公的機関又は公共的団体等が主催する全国的なコンクール等に出場したもの又は展覧会等において優秀な成績を収めたもの

(2)　国民スポーツ大会又はスポーツにおける国際大会若しくは全国大会(予選会、選考会等の選抜手続を経たものに限る。)に出場したもの

(3)　その他市長が特に認めたもの

(平20告示77・平21告示35・令7告示72・一部改正)

(奨励金の額等)

第3条　奨励金の額は、次に掲げる額を限度として市長が定める。

(1)　個人　1人当たり　10,000円

(2)　団体　1団体当たり　100,000円(団体の所属人数が10人未満の場合は、1人当たり　10,000円)

2　この要綱に基づく奨励金の交付は、個人又は団体のいずれかとし、1年度につき1回を限度とする。

(令7告示72・全改)

(交付申請)

第4条　奨励金の交付を受けようとするものは、奨励金の交付の対象となる全国規模で開催されるコンクール若しくはスポーツ大会等又は展覧会等の終了した日から60日以内に、飯能市文化スポーツ奨励金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(令7告示72・一部改正)

(交付決定)

第5条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び奨励金の額を決定し、飯能市文化スポーツ奨励金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第6条　市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたものがあるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1　この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(飯能市文化スポーツ振興補助金交付要綱の廃止)

2　飯能市文化スポーツ振興補助金交付要綱(平成13年告示第192号)は、廃止する。

附則(平成20年告示第77号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年告示第35号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附則(令和7年告示第72号)

(施行期日)

1　この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正後の飯能市文化スポーツ奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に終了した全国規模で開催されるコンクール若しくはスポーツ大会等又は展覧会等(以下「大会等又は展覧会等」という。)に係る奨励金について適用し、同日前に終了した大会等又は展覧会等に係る奨励金については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

(令7告示72・一部改正)